

## 新たにチャレンジ水産経営応援事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 県は、漁村地域の活性化のために、将来、地域の中心となる若い漁業者等が行う経営力強化の取組及び、漁協等が行う計画的な施設整備を支援するため、国庫補助事業等と連携し、予算の定めるところにより、市町、漁業協同組合や系統団体等に対し、新たにチャレンジ水産経営応援事業費補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付については、長崎県補助金等交付規則(昭和40年長崎県規則第16号。以下「規則」という。)、長崎県水産部関係補助金等交付要綱(平成19年長崎県告示第398号。以下「交付要綱」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)及びこの実施要綱の定めるところによる。

### (補助対象及び補助率)

第2条 補助金の交付対象者(補助対象者)、事業主体、対象事業及び経費並びにその補助率は、別表及び実施基準に別途定める内容のとおりとする。

### (事業計画の認定申請)

第3条 市町長は、本事業により事業を実施しようとするとき、または、事業主体に補助しようとするときは、当該年度の実施計画書等所定の様式を添付し、知事に計画の認定を申請しなければならない。なお、漁業協同組合連合会等、管轄する区域が1市町を越える団体(以下「広域団体」という。)が申請を行う場合で、市町の支援を受けない場合には、市町を経由せず知事に計画の認定を申請できるものとする。

2 知事は、当該計画が本事業の趣旨に沿い、かつ、別に定める実施基準に適合すると認めるときは、予算の範囲内で計画を認定するものとする。

### (交付申請書に添付すべき書類)

第4条 規則第4条の規定による申請書の提出部数は1部とし、同条第1号から第3号までの添付書類の様式及び提出部数は次のとおりとする。ただし、当該補助金が間接補助金として交付される場合については、実施設計書は、間接補助事業者において作成するものとする。

添付書類	提出部数
事業計画書(様式第1号)	1部
収支予算書(様式第2号)	1部
実施設計書(様式第3号)	1部

2 規則第4条第4号の規定により申請書に添付すべき書類は次のとおりとし、その提出部数は1部とする。

(1) 事業の実施について法令等により免許、許可、承認、届出等(以下「免許等」という。)を必要とするときは、免許等を証する書面の写し

(2) 暴力団排除に係る誓約書(様式第4号)

ただし、別途水産部で定める団体については提出を不要とする。

3 規則第4条の規定による申請書の提出期限は、毎年別に定める日とする。

### (補助の条件)

第5条 規則第6条第1項の規定による条件は、次のとおりとする。

(1) 補助事業者は、当該補助事業を請負契約により実施する場合は、最少の経費で最大の効果をあげ得るよう努めなければならないこと。

- (2) 補助事業者は、当該補助事業により取得した財産については、補助事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って使用し、あらかじめ知事の承認を得て当該財産を処分したことにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (3) 直接補助事業者は、間接補助事業者から間接補助事業により取得し、又は効用の増加した財産の処分についての承認申請を受理した場合は、当該申請事項につきあらかじめ知事の承認を受けなければならないこと。
- (4) 直接補助事業者は、前号により間接補助事業者から収入金を収納した場合は、この金額の全部又は一部を県に納付しなければならないこと。
- (5) 補助事業者(市町を除く。)は、当該補助事業に係る収入及び支出を明らかにした特別の帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整理保管しておかななければならないこと。

#### (状況報告)

第6条 規則第11条第1項の規定による報告は次によるものとし、その提出部数は1部とする。ただし、当該補助金が間接補助金として交付される場合については、間接補助事業者において作成し、直接補助事業者を経由するものとする。

- (1) 事業着手報告書(様式第5号)
- (2) 事業完成報告書(様式第6号)

2 前項各号の報告書の提出期限は、着手日及び完成日からそれぞれ7日以内とする。

#### (事業計画変更の承認申請)

第7条 規則第11条第2項第1号に規定する変更について知事の承認を受けようとする場合は、事業計画変更承認申請書(様式第7号)1部を知事に提出しなければならない。ただし、その変更内容が工事の施行に係るものであるときは、変更実施設計書(様式第3号に準ずるもの)1部を添付するものとするが、当該補助金が間接補助金として交付された場合については、変更実施設計書は、間接補助事業者において作成するものとする。

2 規則第11条第2項第1号により知事が定める軽微な変更は、新たにチャレンジ水産経営応援事業の県の補助額に変更を生じない範囲内において変更を行う場合とする。

3 規則第11条第2項第2号に規定する中止又は廃止について知事の承認を受けようとする場合は、事業計画中止(廃止)承認申請書(様式第8号)1部を知事に提出しなければならない。

#### (実績報告)

第8条 交付要綱第6条第1項の規定により実績報告書に添付すべき書類の様式及びその提出部数は、次のとおりとする。ただし、当該補助金が間接補助金として交付される場合については、実施精算書は、間接補助事業者において作成するものとする。

添付書類	提出部数
事業報告書(様式第1号)	1部
収支精算書(様式第2号)	1部
実施精算書(様式第9号)	1部

2 交付要綱第 6 条第 4 項の規定による知事への報告は様式第 10 号によるものとする。

#### **(補助金の交付)**

第 9 条 規則第 16 条第 1 項の規定による請求書には、補助金の算出基礎(様式第 11 号)を添えて提出するものとする。なお、精算払の場合、交付要綱第 7 条第 1 項に定める様式は省略できるものとする。

2 この補助金は、概算払の方法により交付することができる。

#### **(財産処分の制限)**

第 10 条 規則第 20 条の規定による承認を受けようとするときは、財産処分承認申請書(様式第 12 号)を提出しなければならない。

#### **(書類の経由)**

第 11 条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類は、県北振興局、五島振興局、吉岐振興局及び対馬振興局の管轄区域内にあっては、各振興局長を経由しなければならない。

#### **(事業の適正な執行管理)**

第 12 条 事業主体は、別に定める事業実施確認表を作成し、補助事業の適正な執行管理に努めなければならない。また、事業完了後すみやかに、実績報告書と併せて、事業実施確認表を市町経由で知事に提出するものとする。なお、広域団体にあっては、直接知事に提出するものとする。

#### **(利用実績の報告)**

第 13 条 施設整備については、年間利用計画を実施計画認定申請時に添付するものとし、市町長は事業主体が補助事業により施設を取得した場合、当該施設の年間利用計画に基づく利用実績を、原則 5 年間、翌年度の 7 月末日までに知事に報告するものとする。なお、広域団体にあっては、直接知事に報告するものとする。

2 ただし、最終年度の利用実績が 50 パーセントに満たないものについては、50 パーセントに達成するまでの期間、改善計画を添えて報告するものとする。

#### **(事業成果目標達成状況の報告)**

第 14 条 市町長は、計画認定の申請時に提出した実施計画書における事業成果目標項目の欄に記載した各事業年度における事業成果目標値に対する達成値(実績値)をとりまとめ、各年度の事業終了後、翌年度の 7 月末日までに知事に報告するものとする。なお、広域団体にあっては、直接知事に報告するものとする。

#### **(補助金の返還)**

第 15 条 別表の経営計画支援対策事業の補助対象者が経営計画期間中に漁業法(昭和 24 年法律第 267 号)、長崎県漁業調整規則(令和 2 年長崎県規則第 44 号)、水産資源保護法(昭和 26 年法律第 313 号)、漁船法(昭和 25 年法律第 178 号)及び薬事法(昭和 35 年法律第 145 号)に違反した場合は、期限を定めて、補助金の返還を命ずるものとする。

#### **(その他)**

第 16 条 この要綱の運用について必要な事項は、別に定める。

附 則 この要綱は、令和5年度の予算に係る補助金から適用する。

別表（第2条関係）

事業種目<事業種類>	経費	補助対象者	事業主体	補助率
1 経営計画支援対策事業	経営計画に基づき、経営力強化を目指す漁業者、法人及びグループが行う取組に要する経費に対して市町が補助を行う場合において、市町が当該補助の対象とする経費			
(1) チャレンジぷらすONE	新たな漁法の導入や、漁業×海 業・6次産業化への参入などマルチ な働き方にチャレンジする取組に要 する経費	市町	55歳未満の 漁業者(但し55 歳以上の場合、 45歳未満の後 継者がいるこ と)。 漁業法人の場 合は、代表者が上 記の漁業者であ ること。	1/3以内 但し、市 町が県費 以外に当 該経費の 1/6以上 補助する 場合に限 る。
(2) 所得向上支援対策	所得向上型経営計画に定めた漁業 所得10%以上の目標の達成のために 必要な取組や、計画期間中に新たに 生じた課題に対応するための取組に 要する経費	市町	漁業者 漁業法人	1/6以内 但し、市 町が県費 以外に当 該経費の 1/6以上 補助する 場合に限 る。

2 漁業基盤強化支援対策事業	補助対象者が行う海業推進や省力化・省人化、カーボンニュートラル等の取組に要する経費又は市町以外の者が当該取組を行うために要する経費に対して市町が補助を行う場合において、市町が当該補助の対象とする経費		
(1) 地域でチャレンジ強い漁業基盤づくり	海業等推進プランに基づく、海業や6次産業化の推進に必要な施設等の整備に要する経費 現在すでに海業に取り組んでいる場合は、海業等推進プランに基づくものであること	市町 漁業協同組合	1/2以内 但し、市町が県費以外に当該経費の1/6以上補助する場合に限る。
(2) 省エネ・省人化、カーボンニュートラル支援対策	省エネ・省人化、カーボンニュートラルの推進による漁協や漁業者の経営力強化につながる共同利用施設の持続化、新たな生活様式に対応した水産物の供給体制の整備等に必要取組に要する経費	市町 漁業協同組合 系統団体 等	1/2以内 但し、広域団体以外が実施する施設・機材・機器整備事業(ハード整備事業)の場合は、市町が県費以外に当該経費の1/6以上補助する場合に限る。

<p>(3) 漁協合併支援対策</p>	<p>漁協が合併を見据えて行う施設や事業の統合の取組や、合併した漁協が行う販売事業・指導事業の強化を目的とした取組に要する経費</p>	<p>市町 漁業協同組合</p>	<p>1/2以内 但し、広域団体以外が実施する施設・機材・機器整備事業（ハード整備事業）の場合は、市町が県費以外に当該経費の1/6以上補助する場合に限る。同様に活動事業（ソフト事業）の場合は、原則として市町が県費以外に補助する額と同額とする。</p>
<p>3 漁場生産力維持回復緊急対策事業</p>	<p>補助対象者が行う赤潮、災害等による漁場生産力の低下防止及び維持回復を図る緊急性が高い取組に要する経費又は市町以外の者が当該取組を行うために要する経費に対して市町が補助を行う場合において、市町が当該補助の対象とする経費</p>	<p>市町 漁業協同組合</p>	<p>1/2以内 但し、原則として市町が県費以外に補助する額と同額以内とする。</p>



様式第 2 号 (第 4 条及び第 8 条関係)

年度 新たにチャレンジ水産経営応援事業

収支予算(精算)書

1 収入の部

区分	本年度予算額 又は本年度 精算額	前年度予算額 又は本年度 予算額	比較		備考
			増	減	
計					

2 支出の部

区分	本年度予算額 又は本年度 精算額	前年度予算額 又は本年度 予算額	比較		備考
			増	減	
計					



様式第3号(第4条関係)(実施設計書)

表紙

地域名	事業種目・種類	助成区分
地域		

年度

新たにチャレンジ水産経営応援事業 実施設計書

長崎県 年 月 日  
町 市 番地

事業主体名

## 設計書の内容

### 1 設計説明書

事業種目・種類				
事業実施箇所				
事業費	総事業費		補助対象事業費	
			補助対象計算対象外事業費	
			補助対象外事業費	
事業量及び工事の概要				
施工方法				
施工期間				
管理主体名				
設計者氏名	設計者名			
	官職又は建築士等の等級			
摘要				

### 2 経費内訳書

工種又は費目	数量	単位	単価	金額	備考
			円	円	

### 3 費明細書

工事種類	材料	規格	数量	単位	単価	金額	備考
					円	円	

#### 4 設計図及び位置図(添付書類)

(注) 変更設計書作成の場合

- (1) 表紙の右上方に(変更)を朱書きすること。
- (2) の1の摘要欄に変更の内容を朱書きすること。
- (3) の2から4までについては、変更前と変更しようとするものを対照して記載すること。この場合変更前は黒書とし変更しようとするものは朱書きとすること。
- (4) 事業精算書の設計実行対照表の様式に準じ(実行欄を除く)て設計変更対照表を作成し設計説明書の次に添付すること。
- (5) 事業内容が工事によらないものなど、記載できない様式は省略可とする。

年 月 日

長崎県知事 様

申請者 住所  
氏名

誓約書

私は、 年度 新たにチャレンジ水産経営応援事業交付申請を行うにあたり、次の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、長崎県警察本部に照会することについて承諾します。

チェック欄(誓約の場合、 にチェックを入れてください。)

自己及び本事業主体の構成員等は、次のアからウのいずれにも該当するものではありません。また、事業主体の運営に対し、次のアからウのいずれの関与もありません。

- ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- イ 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
- ウ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者その他知事が認めるもの

補助事業等又は間接補助事業等を行うにあたり、上記アからウに掲げる者(以下「暴力団等」という。)と契約を締結しません。

暴力団等をこの事業に係る間接補助事業者にしません。

暴力団等から不当な要求行為を受けた場合は、速やかに県に報告するとともに、警察に通報します。

県では、長崎県暴力団排除条例に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。

発行責任者及び担当者

発行責任者○○ ○○(連絡先○○○ - ○○○ - ○○○○)

発行担当者 (連絡先○○○ - ○○○ - ○○○○)

様式第5号(第6条関係)

番 号  
年 月 日

長崎県知事 様

住所

氏名(法人にあっては名称  
及び代表者の氏名)

事業着手報告書

年度 新たにチャレンジ水産経営応援事業を下記のとおり着手  
したので報告します。

記

- 1 事業種目・種類
- 2 着手年月日
- 3 完成予定年月日
- 4 事業施行者
- 5 事業実施箇所
- 6 事業施行方法
- 7 事業量
- 8 事業費及び県費補助額

(添付書類)

入札てんまつ書(請負工事等で入札を行った場合)

見積もりてんまつ書(見積もりを行った場合)

発行責任者及び担当者

発行責任者○○ ○○(連絡先○○○-○○○-○○○○)

発行担当者 (連絡先○○○-○○○-○○○○)

様式第6号(第6条関係)

番 号  
年 月 日

長崎県知事 様

住所

氏名(法人にあっては名称  
及び代表者の氏名)

事業完成報告書

年度 新たにチャレンジ水産経営応援事業を下記のとおり完成したので報告します。

記

- 1 事業種目・種類
- 2 着手年月日
- 3 完成年月日及び事業期間
- 4 事業施行者
- 5 事業実施箇所
- 6 事業施行方法
- 7 事業量
- 8 事業費及び県費補助額
- 9 その他

(添付書類)

- (1) 事業実施経過報告書
- (2) 完成写真

発行責任者及び担当者

発行責任者 ○○ ○○ (連絡先○○○ - ○○○ - ○○○○)

発行担当者 (連絡先○○○ - ○○○ - ○○○○)

様式第7号(第7条関係)

番 号  
年 月 日

長崎県知事 様

住所

氏名(法人にあっては名称  
及び代表者の氏名)

新たにチャレンジ水産経営応援事業計画変更承認申請書

年 月 日付長崎県指令 第 号で交付の決定の通知があつた年度新たにチャレンジ水産経営応援事業( 事業)については、下記のとおり計画変更したいので、長崎県補助金等交付規則第11条第2項の規定により申請します。

記

- 1 計画変更の理由
  - 2 計画変更の内容
- (1) 経費の配分

区分	事業種目・種類	事業主体	実施箇所	事業量	事業費			県費補助金の額
					補助対象	対象外	計	
当初計画								
変更計画								
増減 (減は朱書)								

- (2) 収支予算書
- (3) 変更実施設計書及び位置図

発行責任者及び担当者

発行責任者○○ ○○(連絡先○○○-○○○-○○○○)

発行担当者 (連絡先○○○-○○○-○○○○)

様式第 8 号 (第 7 条関係)

番 号  
年 月 日

長崎県知事 様

住所

氏名 (法人にあっては名称  
及び代表者の氏名)

新たにチャレンジ水産経営応援事業中止 (廃止) 承認申請書

年 月 日付長崎県指令 第 号で交付の決定の通知があつた年度新たにチャレンジ水産経営応援事業については、下記のとおり中止 (廃止) したいので、長崎県補助金等交付規則第 11 条第 2 項の規定により申請します。

記

- 1 中止 (廃止) の理由
- 2 中止 (廃止) 時の出来高

( 月 日現在 )

工事種目	計画		実施済		進捗度	残高		備考
	数量	金額	数量	金額		数量	金額	
					%			

(注 : 工事種目は事業設計費、経費内訳書の工種によること)

- 3 事業再開についての見通し (中止の場合のみ)
- 4 その他参考となる事項

発行責任者及び担当者

発行責任者〇〇 〇〇 (連絡先〇〇〇 - 〇〇〇 - 〇〇〇〇)

発行担当者 (連絡先〇〇〇 - 〇〇〇 - 〇〇〇〇)



様式 9 号 (第 8 条関係) (実施精算書)

表紙

地域名	事業種目・種類	助成区分
地域		

年度

新たにチャレンジ水産経営応援事業 実施精算書

年 月 日  
長崎県 市 番地  
町

事業主体名

県の審査の概要	
---------	--

## 実施精算書の内容

### 1 精算説明書

事業種目・種類			
事業実施箇所			
事業費	総事業費		補助対象事業費
			補助対象計算対象外事業費
			補助対象外事業費
事業量及び工事の概要			
施工方法			
施工期間			
管理主体名			
設計者氏名	設計者名		
	官職又は建築士等の等級		
摘要			

### 2 設計実行対照表

工種又は費目	設計			変更設計			実行			増減		
	数量	単価	金額	数量	単価	金額	数量	単価	金額	数量	単価	金額
		円	円		円	円		円	円		円	円

### 3 経費精算内訳書

工種又は費目	数量	単位	単価	金額	備考
			円	円	

### 4 精算明細書

工事種類	数量	単位	金額	摘要	
				平均単価	その他
			円	円	

### 5 添付書類

- (1) 竣工図及び竣工位置図
- (2) 事業の経過及び事業の完了を証するに足る写真
- (3) 事業の実施が請負契約による場合には、工事請負契約書の謄本
- (4) 事業の実施が請負契約によらない場合には、資材、物品購入費及び機械器具購入費並びに労務費の支払証拠書類の謄本
- (5) 事業内容が工事によらないものなど、記載できない様式は省略可とする。

様式第 10 号(交付要綱第 6 条第 4 項関係)

年度仕入れに係る消費税等相当額報告書

番 号

年 月 日

長崎県知事 様

補助事業者名又は間接補助事業者名

年 月 日付第 号により交付の決定の通知があった新たにチャレンジ水産経営応援事業費補助金について、長崎県水産部関係補助金等交付要綱第 6 条第 4 項の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

- |   |                             |    |
|---|-----------------------------|----|
| 1 | 長崎県補助金等交付規則第 14 条の規定に基づく確定額 | 金円 |
|   | ( 年 月 日付 第 号による額の確定通知額)     |    |
| 2 | 補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額       | 金円 |
| 3 | 消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額      | 金円 |
| 4 | 補助金返還相当額(3 - 2)             | 金円 |

(注)その他参考となる資料(消費税等確定申告書の写し及びその添付書類(補助金等に係るもの))を添付すること

発行責任者及び担当者

発行責任者〇〇 〇〇(連絡先〇〇〇 - 〇〇〇 - 〇〇〇〇)

発行担当者 (連絡先〇〇〇 - 〇〇〇 - 〇〇〇〇)



様式第 12 号(第 10 条関係)

番 号  
年 月 日

長崎県知事 様

住所

氏名 (法人にあつては名称  
及び代表者の氏名)

新たにチャレンジ水産経営応援事業施設の財産処分承認申請書

年度 新たにチャレンジ水産経営応援事業により所得した施設について、長崎県補助金等交付規則第 20 条に基づく、財産処分の承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 処分財産の内容

- (1) 名称
- (2) 所在地
- (3) 構造、規模及び数量
- (4) 所得年月日及び経過年数
- (5) 残存年数
- (6) 事業種目・種類、総事業費、補助額及び補助率
- (7) その他(施設の目的等)

2 処分の方法、理由等

- (1) 処分の方法

- (2) 処分の理由
- (3) 県費納付金額及び算定根拠
- (4) 処分予定年月日
- (5) その他

### 3 利用実績

### 4 添付書類

- (1) 財産管理台帳の写
- (2) 管理規程
- (3) その他

発行責任者及び担当者

発行責任者〇〇 〇〇 ( 連絡先〇〇〇 - 〇〇〇 - 〇〇〇〇 )

発行担当者 ( 連絡先〇〇〇 - 〇〇〇 - 〇〇〇〇 )